

その2(支署長指定に係るもの)

関門港下関地区

(1)外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
下関港国際ターミナルビル内2階税関旅具検査場から入管審査ブース、出入国ロビー及び乗客用タラップを経由するフェリーまでの間の経路	下関市東大和町1丁目	
下関港国際ターミナルビル内2階税関旅具検査場から入管審査ブース、出入国ロビー、送迎デッキ、取付階段及び旅客用エレベータを経由するフェリーまでの間の経路	〃	
下関港国際ターミナルビル内2階入国自家用自動車待機場から乗客用タラップへ通じるゲート	〃	
下関港第8号岸壁に附設された可動橋	〃	
下関港第8号岸壁に設置されたフェンス上にある8号岸壁1号、2号ゲート及び同第10号岸壁から同第13号に岸壁設置されたフェンス上にある第一突堤1号、2号、3号ゲート、同第14号岸壁(全長145メートル)、同第15号岸壁から同第17号岸壁に設置されたフェンス上にある第二突堤1号、2号、3号、4号ゲート及び同第18号岸壁から同第22号岸壁に設置されたフェンス上にある細江1号、2号、3号、4号ゲート	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町	岸壁けい留船と交通する者に限る。
下関港第23号岸壁(全長195メートル)	下関市岬之町地先	〃
下関港第24号岸壁から同第25号岸壁に設置されたフェンス上にある岬之町1号ゲート	下関市岬之町地先	〃
西山ふ頭第3号岸壁に設置されたフェンス上にある西山1号、2号ゲート	下関市彦島迫町7丁目	〃

三菱重工業株式会社下関造船所第1号岸壁(全長192メートル)、第2号岸壁(全長192メートル)、第5号岸壁第2船渠口から第1船渠口に至る岸壁、第8号岸壁(全長118メートル)	下関市江の浦町6丁目16-1	当該船舶の作業に従事する造船所関係者及び同船舶乗組員に限る。
彦島製錬株式会社ドルフィン岸壁に設置されたフェンス上にあるドルフィンゲート	下関市彦島西山町1丁目1番1号	岸壁けい留船と交通する貨物積卸関係者及び同船舶乗組員に限る。
新港ふ頭-12m岸壁(新港1号岸壁及び同2号岸壁)に設置されたフェンス上にある新港ふ頭第1号、2号、3号、4号ゲート	下関市長州出島3番1、11番、14番	岸壁けい留船と交通する者に限る。

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
下関港第8号岸壁に附設された可動橋	下関市東大和町1丁目	
下関港第8号岸壁及び同第10号岸壁から同第22号岸壁まで(全長2,546メートル)	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町	
下関港第23号岸壁(全長195メートル)	下関市岬之町地先	
下関港第24号岸壁から同第25号岸壁までの間(全長438メートル)	下関市岬之町地先	
西山ふ頭第3号岸壁(全長302メートル)	下関市彦島迫町7丁目	
彦島製錬株式会社ドルフィン岸壁(全長195メートル)	下関市彦島西山町1丁目1番1号	彦島製錬株式会社に搬出入する貨物に限る。
大東タンクターミナル株式会社六連油槽所1号栈橋(全長150メートル)、2号栈橋(全長10メートル)、3号栈橋(全長10メートル)	下関市六連島郷ノ浦	大東タンクターミナル株式会社六連油槽所保税蔵置場及び保税工場に搬出入する貨物に限る。
下関活魚介類輸入事業協同組合保税蔵置場及び下関唐戸魚市場株式会社南風泊市場保税蔵置場前面岸壁の北東端から南西へ271.60メートルの間の岸壁	下関市彦島西山町4丁目	
新港ふ頭-12m岸壁(新港1号岸壁及び同2号岸壁)(全長733.69メートル)	下関市長州出島6番、16番	

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
下関港国際ターミナルビル内乗客用タラップ	下関市東大和町1丁目	
下関港第8号岸壁に附設された可動橋	〃	
下関港第8号岸壁及び同第10号岸壁から同第22号岸壁まで(全長2,546メートル)	下関市東大和町1丁目、2丁目及び細江新町	岸壁けい留船に積卸しするものに限る。
下関港第23号岸壁(全長195メートル)	下関市岬之町地先	〃
下関港第24号岸壁から同第25号岸壁までの間(全長438メートル)	〃	〃
西山ふ頭第3号岸壁(全長302メートル)	下関市彦島迫町7丁目	〃
三菱重工業株式会社下関造船所第1号岸壁(全長192メートル)、第2号岸壁(全長192メートル)、第5号岸壁第2船渠口から第1船渠口に至る岸壁、第8号岸壁(全長118メートル)	下関市江の浦町6丁目16-1	〃
彦島製錬株式会社ドルフィン岸壁(全長195メートル)	下関市彦島西山町1丁目1番1号	〃
新港ふ頭-12m岸壁(新港1号岸壁及び同2号岸壁)(全長733.69メートル)	下関市長州出島6番、16番	〃